



暗号資産税制改正に関する意見

2022 年 11 月

公益社団法人 **経済同友会**

はじめに

経済同友会は、イノベーションを創出し、日本の産業競争力を向上する観点から、先進技術を活用した製品・サービスを促進する規制改革と、それらの担い手となるスタートアップの振興について提言を行ってきた。

現在、web3¹と称する、インターネット上の新たなデータ流通構造が注目されている。web3を支える基盤技術であるブロックチェーン²は、インターネット以来の技術革新と評されるほどの可能性を秘めている。

世界では、こうしたweb3の新規性を活かした、既存の産業・経済構造を超えるビジネス、サービスが、スタートアップを中心に生まれ、急速に発展している。日本においても、web3市場の成長を取り込むため、関連事業に挑戦するスタートアップの創出や成長促進に取り組む必要があるが、現状、関連する制度整備が追いついていない。これは、国内の起業家やスタートアップにとって大きなボトルネックとなっており、有為な人材が海外に流出している。

この事態を改善するには、web3に関する諸制度を国際的にイコールフットイングさせ、公平な競争環境（レベル・プレイング・フィールド）を迅速に実現すべきである。なお、実現に向けた課題の検討に際しては、現状、web3関連の市場がまだ不安定であり、さまざまな課題やリスクが懸念されることから、消費者保護・投資家保護の観点についても考慮する必要があるだろう。

本意見では、そうした制度・環境整備に関する諸課題の中でも、喫緊の対応が必要な暗号資産税制について、令和5年度税制改正における見直しを求める。

¹ 「Web3.0」とも呼称する。本意見では「web3」と表記。（本意見で例外的な表記があるわけではないので）

² 暗号技術を活用した「分散型台帳技術」の一つ。ネットワーク上では不特定多数の参加者による取引が行われるが、すべての取引履歴は参加者に分散して記録されており、システム全体がダウンすることはない。また、サービス提供者でも記録されたデータの改ざんや消去は困難であるため、透明性の高い公正な取引を可能としている。なお、行政サービスの99%がオンラインで完結するエストニアでは、これらの特性を持つブロックチェーンを導入し、データを分散管理することで、利便性向上だけでなくセキュリティの強化にも繋げている。

(1) web3 の概要・成長への期待

インターネットの技術革新は、「Web1.0」、「Web2.0」、「Web3.0」の3つの変遷に区分されることが多い。世界的に、web3 の明確な定義は定まっておらず、現在でもさまざまな見解が存在している³。

「Web2.0」として定義される現在のインターネットにおけるデータ流通は、メールや検索サービス、SNS などの双方向通信を仲介する巨大プラットフォーム群により、個人情報や著作物等のデータが集積する構造となっている。一方、web3 はブロックチェーン技術の活用により、データの分散管理を実現することで、個人が自らの情報や資産を所有・管理することができるようになった世界である。

ブロックチェーン上のデータは複製や改ざんが困難なことから、アートや会員権など、あらゆる形態のデジタルデータに唯一性を持たせ、真贋性の担保や取引履歴の追跡が可能となった。このようなデジタルデータは NFT (Non-Fungible Token：非代替性トークン) と呼ばれ、現物と同様に資産価値を有するデータとして取引されている。

2021 年の NFT 市場規模は 176.9 億ドルで、2020 年の 8,250 万ドルの 215 倍にまで拡大しているとの調査報告もある⁴。また、NFT を売買取引するためのオンラインマーケットプレイスを運営する米国の OpenSea 社は、設立から 4 年で企業価値評価額が 133 億ドル（約 1.9 兆円）に達する⁵など、今まさに急成長を遂げている市場である。

ブロックチェーン技術は、新たな資産価値の創出だけでなく、DAO (Decentralized Autonomous Organization) という新たな組織構造のあり方を生み出した。分散型自律組織とも呼ばれる DAO は、特定の所有者や管理者が存在せずとも、事業やプロジェクトを推進可能であり、組織の意思決定は、議決権（ガバナンストークン）を保有する参加者の投票によって行われる。投票で決定

³ 「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）では、Web3.0 を「次世代インターネットとして注目される概念。巨大なプラットフォームの支配を脱し、分散化されて個と個が繋がった世界。電子メールとウェブサイトを中心とした Web1.0、スマートフォンと SNS に特徴付けられる Web2.0 に続くもの」と位置付けている。

⁴ NonFungible.com “Yearly NFT Market Report 2021”（2022 年 3 月 9 日）

⁵ OpenSea blog “Announcing OpenSea’s new funding”（2022 年 1 月 4 日）

された事項は、スマートコントラクト⁶により自動的に実行されるため、恣意的な改ざんや不正が発生することはない。DAO における意思決定や活動はインターネット上で公開されるため、透明性の高い、民主的で効率的な組織運営が特徴とされている。

こうした新たな価値創造や組織のあり方は、既存のサービスや組織構造を一部代替し、経済社会にパラダイムシフトをもたらす可能性がある。今後、地理的制約や資源制約に縛られないブロックチェーンのさらなる活用拡大の期待が高まっている。

政権の重要課題と予算編成の方向性を示す「経済財政運営と改革の基本方針2022」には、「ブロックチェーン技術を基盤とする NFT や DAO の利用等の Web3.0 推進に向けた環境整備の検討を進める」ことが明記されている。また、第 210 回臨時国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説では、メタバース、NFT を活用した web3 サービスの利用拡大に向けた取組みを推進する方針があらためて示されるなど、政府としても web3 を成長の柱とすべく注力している。

しかし、日本では各種制度が web3 におけるビジネスモデルに適用できるものとなっていない。中でも、暗号資産税制は、スタートアップの立地競争において不利な条件となっており、存置すれば、Web2.0 での敗北を新たなインターネット上の経済圏で繰り返す要因となりかねない。

（２）令和 5 年度税制改正に向けた意見

国内スタートアップの振興およびイノベーション創出を図るためにも、令和 5 年度の税制改正において、有為な起業家やスタートアップが日本で挑戦できる土壌を醸成するために、まずは企業が自ら発行し、保有する暗号資産（トークン⁷）に対する期末時価評価による法人課税の見直しを確実に実行すべきである。

法人の場合、決算期末時に保有する暗号資産を時価評価して損益を計上する必要がある、計上された未実現利益（含み益）は法人課税の対象となる。決算期末処理が必要となるのは、保有する暗号資産が「市場暗号資産（活発な市場が存在する暗号資産）」に該当する場合に限られている。一方、自社で独自に発行した暗号資産は、株式と同様に議決権として機能する「ガバナンストークン」とし

⁶ ブロックチェーン上で契約を自動的に履行するプログラム。特定のルールに基づき、設定された条件が満たされれば取引を自動履行する。プロセスを自動化することで業務の効率化を図ることに加え、取引履歴の透明性の高さが利点とされている。

⁷ ICO（Initial Coin Offering）および IE0（Initial Exchange Offering）による資金調達の際に発行するトークン。

て一定数を保有するなど、種類や保有目的が多様化している。創業間もないスタートアップが資金調達のために暗号資産を自ら発行した場合、それが市場暗号資産に該当すれば、現金収入がなくとも期末に法人税が課されることになる。これにより、日本における暗号資産（トークン）の発行・保有は困難となり、起業しても事業の継続は事実上不可能な状況となっている。

したがって、企業が自ら発行し、保有する暗号資産（トークン）については、期末時価評価の対象から外し、売却などで利益が生じた時点で課税するよう、令和 5 年度税制改正で確実に見直すべきである。現状、この税制を見直すことによる大幅な税収減などのデメリットは考えられない。むしろ見直しにより、日本を拠点とする企業が増えれば、将来的には税収増につながるだろう。

おわりに

日本のコンテンツ産業は、デジタルデータの所有権を証明する NFT との相性が良く、日本にとって成長の起爆剤となる可能性もある。一方で、web3 における事業には投機的な側面もあり、その潜在的な成長性に懐疑的な見方もある。しかし、web3 に大きな可能性を見出しているスタートアップが挑戦できる環境を構築し、機会を確保、拡大することで、可能性の芽を摘まないようにすることが重要である。

今後、web3 市場の成長を取り込んでいくためには、関連する諸制度についても海外とのイコルフットィングを確保し、スタートアップにとっての立地競争力を高めなければならない。具体的には、暗号資産に係る会計基準の明確化と、暗号資産の売却等により生じた損益に対する所得税を、総合課税から申告分離課税の対象にすることが挙げられる。政府が web3 を真に成長戦略の柱として据えるのであれば、こうした制度についても議論を進めるべきである。

新たな成長領域に挑戦しようとするスタートアップは、常に既存の法規制と向き合わなければならない。革新的な産業や技術に対し、既存の法体系・会計・税制を当てはめて対応する手法は、既に限界を迎えている。議論にあたっては、諸外国の制度および根拠となる背景を参照しながら、諸制度を包括的に検討する司令塔を省庁横断で設け、民間とも連携し、抜本的な制度設計を迅速に進める必要がある。

以上

規制・競争政策委員会

(2022 年 11 月現在・敬称略)

委員長

間 下 直 晃 (ブイキューブ 取締役会長 グループCEO)

副委員長

上 田 祐 司 (ガイアックス 代表執行役社長)

瓜 生 健太郎 (瓜生・糸賀法律事務所
代表弁護士 マネージングパートナー)

大久保 和 孝 (大久保アソシエイツ 取締役社長)

木 村 尚 敬 (経営共創基盤
共同経営者 (パートナー) マネージングディレクター)

轟 麻衣子 (ポピンズ 取締役社長)

松 井 敏 浩 (大和証券グループ本社 取締役 兼 代表執行役副社長)

委員

吾 郷 康 人 (山九 取締役副社長)

朝 倉 陽 保 (丸の内キャピタル 取締役社長)

石 川 耕 治 (SOMPOホールディングス
グループCERO 執行役常務)

石 黒 不二代 (ペガサス・テック・ホールディングス 取締役)

石 田 茂 (電通グループ 電通ジャパンネットワーク執行役員)

入 江 仁 之 (アイ&カンパニー 取締役社長)

大 賀 昭 雄 (東通産業 取締役社長)

大 古 俊 輔	(I D A J 顧問)
大 西 徹	(かんぽ生命保険 常務執行役)
小 倉 祥 子	(銀座テーラーグループ 取締役社長)
小 野 傑	(西村あさひ法律事務所 オブカウンスル)
上斗米 明	(パソナグループ 専務執行役員)
河 合 良 秋	(キャピタル アドバイザーズ グループ 議長)
川 上 登 福	(経営共創基盤 共同経営者 (パートナー) マネージングディレクター)
川 名 浩 一	(ルブリスト 取締役社長)
菊 地 麻緒子	(日立建機 取締役)
鬼 頭 誠 司	(日本生命保険 取締役副社長執行役員)
木 下 信 行	(東京金融取引所 取締役社長)
行 天 豊 雄	(三菱U F J 銀行 名誉顧問)
窪 田 政 弘	(前澤化成工業 取締役会長)
熊 谷 亮 丸	(大和総研 副理事長 兼 専務取締役)
黒 田 武 志	(リネットジャパングループ 取締役社長)
見 學 信一郎	(スパークス・グループ グループ執行役員)
小 林 洋 子	(宇宙航空研究開発機構(J A X A) 監事)
斎 藤 祐 二	(日本航空 常務執行役員)
佐々木 泰 介	(ビューローベリタスジャパン シニアアドバイザー)
佐 藤 光 紀	(セプテーニ・ホールディングス 代表取締役 グループ社長執行役員)
佐 藤 誠 治	(デサント 社外取締役)

佐藤正克	(三井住友信託銀行 常務執行役員)
志賀俊之	(INCJ 取締役会長 (CEO))
菅原敬	(アイスタイル 取締役副会長CFO)
菅原貴与志	(セジフィールド&パートナーズ・ジャパン 代表弁護士)
鈴木正俊	(ミライト・ワン 顧問)
反町雄彦	(東京リーガルマインド 取締役社長)
高橋知裕	(HEROZ 代表取締役)
田中孝司	(KDDI 取締役会長)
田中能之	(湧永製薬 取締役)
谷川史郎	(NTTアーバンソリューションズ 社外取締役)
津上晃寿	(キヤノントッキ 取締役副会長)
富樫直記	(Ridgelinez シニアアドバイザー)
豊田正和	(国際経済交流財団 会長)
長江洋一	(HEXEL Works 取締役兼代表執行役社長)
中島史雄	(ユアサM&B 取締役専務執行役員)
長瀬玲二	(長瀬産業 取締役副会長)
中山泰男	(セコム 取締役会長)
鍋嶋麻奈	(デジタルグリッド バイスチェアマン)
檜崎浩一	(SOMPOホールディングス デジタル事業オーナー 執行役専務)
能見公一	(ジェイ・ウィル・コーポレーション 顧問)
外立憲治	(外立総合法律事務所 所長・代表弁護士)
塙栄一	(日本生命保険 執行役員)

濱 田 昌 宏	(SOMPOホールディングス グループCFO グループCSO 執行役専務)
林 明 夫	(開倫塾 取締役社長)
林 信 秀	(みずほ銀行 常任顧問)
原 田 文 代	(日本政策投資銀行 常務執行役員)
平 野 大 介	(マイスターエンジニアリング 取締役社長)
福 田 誠	(あおぞら銀行 特別顧問)
藤 本 幸 弘	(シティユーワ法律事務所 シニアパートナー)
二子石 謙 輔	(セブン銀行 特別顧問)
星 久 人	(ベネッセホールディングス 特別顧問)
程 近 智	(ベイヒルズ 代表取締役)
増 田 健 一	(アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー)
増 田 真 男	(日本政策投資銀行 常務執行役員)
松 江 英 夫	(デロイト トーマツ グループ 執行役)
丸 山 和 則	(DSM 取締役社長)
宮 内 淑 子	(ワイ・ネット 取締役社長)
宮 崎 裕 子	(スリーエム ジャパン 取締役社長)
村 瀬 龍 馬	(ミクシィ 取締役CTO)
森 哲 也	(日栄国際特許事務所 弁理士・学術博士・代表社員・会長)
森 村 純	(ジョンソン・エンド・ジョンソン ビジョンケアカンパニー代表取締役プレジデント)

山 口 勝 弘 (空港施設 取締役副社長執行役員)

山 田 英 司 (日本電子計算 顧問)

ヨッヘン・レゲヴィー (K e k s t CNC 日本最高責任者)

渡 邊 靖 久 (R G Aリインシュアランスカンパニー日本支店
Vice President, CFO)

ノミネットメンバー

伊 藤 豊 (スローガン 取締役社長)

本 間 真 彦 (インキュベイトファンド 代表パートナー)

以上82名

事務局

宮 崎 喜久代 (経済同友会 政策調査部 部長)

三 倉 敬 之 (経済同友会 政策調査部 マネジャー)

森 田 陽 一 (経済同友会 政策調査部 マネジャー)